

付録Ⅱ

改築通知 平成 25. 5. 16 国水下水事第 7 号
「下水道施設の改築について」

国水下水事第7号
平成25年5月16日

都道府県下水道担当課長
政令指定都市下水道担当部長
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長
日本下水道事業団下水道担当課長

殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課長

下水道施設の改築について

標記について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。
なお、貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、周知徹底方願いする。

記

- 1 改築に際して交付対象となる施設は、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、別表に定める「小分類」施設以上の規模に係る改築であり、かつ、当該施設が同表に定める年数を経過していることとする。
- 2 ただし、次に掲げる場合については上記によらず交付対象とする。
 - (1)「小分類」施設未満の規模に係る改築であり、適正な維持管理が行われてきたことを前提として、下水道長寿命化支援制度に基づく「下水道長寿命化計画」に位置づけられた長寿命化対策※
 - (2)「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設であって、特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合等
- 3 上記1、2の交付対象となる施設は、下水道長寿命化計画に位置づけられたものに限定する。ただし、他の事業制度に基づく計画に位置づけられたものは、あらためて下水道長寿命化計画を策定する必要はない。

※「長寿命化対策」とは以下のとおりとする。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第

14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対し、対策実施時点から考えて処分制限期間以上の使用年数を期待できるとともに、原則として当初の設置時点から数えて別表に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策をいう。

- ・長寿命化対策を実施した場合において、長寿命化対策を実施しない場合よりも年平均費用が安価になる対策をいう。

附則

平成15年6月19日付け国都下水事第77号国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長通知「下水道施設の改築について」は廃止する。